令和4年度 第4回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和4年度第4回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和4年7月29日(金) 13時28分開会

14時03分閉会

開催場所 千歳市役所 議会棟 大会議室

1 出欠状況 (出席委員17名 欠席委員3名)

1番	平	沖	道	徳	出	席	
2番	宮	澤	徳	夫	出	席	
3番	Ξ	溝	健	雄	出	席	
4番	登	坂	英	樹	出	席	
5番	平	畄		博	欠	席	
6番	今		鉄	雅	出	席	
7番	片	桐	好	英	出	席	
8番	樋			司	出	席	
9番	Ш	端	智	之	出	席	
10番	田	村	正	司	出	席	議事録署名委員
11番	遠	藤	義	博	出	席	議事録署名委員
12番	鈴	木	弘	樹	出	席	
13番	清	水	利	_	出	席	
14番	平	畄	日出	出男	欠	席	
15番	黒	澤	譲	治	欠	席	
16番	藤	田	勝	久	出	席	
17番	中	村	由身	€子	出	席	
18番	Щ	形	繁	雄	出	席	

正

出席

出席

2 事務局職員出席状況

19番

20番

事務局長 松 石 博 司 管理課長 田 中 康 仁 企画振興係長 小 野 美 幸 農地係長 上 田 創 一 農地係主事 松 川 裕

高橋

長島信行

3 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 諸般の報告

日程第5 報告の部

報告第1号 専決処分の報告について(農地法第3条の3届出)

報告第2号 専決処分の報告について

(農地法第18条第6項合意解約の通知)

報告第3号 令和3年度第8号農用地利用集積計画の変更について

報告第4号 専決処分の報告について(農業委員会事務局職員の分限処分)

日程第6 協議の部

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和4年度第3号農用地利用集積計画の決定について

日程第7 その他

議事次第

<日程第1 開会宣言>

事 務 局 長 それでは、ただ今から、令和4年度第4回農業委員会総会を開 催いたします。

> 本日、5番、平岡博委員、14番、平岡日出男委員、15番、黒澤 委員は、所要のため、欠席する旨の届出がございました。

> よって、委員 20 名中 17 名が出席しており、会議は成立いたしました。

会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶があります。

<日程第2 会長挨拶>

会 長 皆様、こんにちは。天候が良く、秋麦の収穫が順調に進んでいるかと思います。まだまだ、暑い日が続きますので、事故と熱中症に気を付けて作業を行っていただきたいと思います。

本日も慎重審議、よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから会議を始めます。(13:29)

<日程第3 議事録署名委員の指名>

議 長 日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、10 番、田村委員、11 番、遠藤委員を指名いたします。

<日程第4 諸般の報告>

議 長 日程第4、諸般の報告を行います。 事務局より説明願います。

事務局 令和4年度第3回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。

<日程第5 報告の部>

【報告第1号 専決処分の報告について(農地法第3条の3届出)】

議 長 次に、日程第 5、報告の部に入ります。(13:30) 報告第 1 号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について、ご説明申し上げます。

議案書 1 ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出があり、千歳市農業委員会 会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたの で、これを報告します。

今月の農地法第3条の3の規定による届出は1件で、土地の所在等は、議案書1パージのとおりです。なお、整理番号5の被相続人は、 さんであります。

以上、報告第1号について、ご説明申し上げました。 事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問をお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済みといたします。

【報告第2号 専決処分の報告について(農地法第18条第6項合意解約の通知)】

会 長 次に、報告第2号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事 務 局 報告第2号について、ご説明申し上げます。 議案書2ページをお開きください 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知が あり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次の とおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約は1件で、土地の所在等は、議案書2パージのとおりです。

整理番号6は、借主から解約の申出があったため解約する案件になります。

後ほど、借主を変更した上で議案第3号農用地利用集積計画の 決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。 事務局からは以上であります。

会 長 報告事項について、質問をお受けいたします。

(質問なし)

会 長 質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済みといたします。

【報告第3号 令和3年度第8号農用地利用集積計画の変更について】

会 長 次に、報告第3号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事務局 報告第3号について、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

令和4年6月30日付け千農計第25号により、千歳市長から、 標記農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたので これを報告します。

議案書 4 ページをお開きください。

上段が、令和3年度第8号農用地利用集積計画における利72でありまして、下段が変更後となります。

変更箇所は、利用権の期間の内、終期の部分であります。

また、変更に至った経緯でありますが、農用地利用円滑化事業を用いて公益財団法人道央農業振興公社を介した契約について、 所有者と道央農業振興公社の契約と、道央農業振興公社と農業者 の契約で、終期に齟齬があることが判明し、修正を行うためであ ります。以上、報告第3号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

平 沖 委 員 確認ですが支払いが 30 日までなので、正規には 30 日までだったということですか。

事 務 局 集積計画で間に道央農業振興公社が入って公社から借受者へ貸すということになっているのですが、公社が 12 月 30 日まで借りるという契約になっており、貸すのが公社として貸す権限のない31 日までになっていましたので、双方 12 月 30 日までということに修正したものです。

平 沖 委 員 30日までですね。分かりました。

会 長 他にございませんか。

(質問なし)

会 長 質問がなければ、これをもって報告第3号を報告済みといたします。

【報告第4号 専決処分の報告について(農業委員会事務局職員の分限処分)】

会 長 次に、報告第4号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事 務 局 報告第4号、専決処分の報告(農業委員会事務局職員の分限処分)についてをご説明いたします。

議案書5パージをご覧ください。

千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のと おり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めます。

本件は、現在病気療養中である管理課農地係 について、令和4年8月1日付けで、地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして、休職発令の更新をしたものでございます。事務局からは以上です。

会 長 報告事項について、質問をお受けいたします。

(質問なし)

会 長 質問がなければ、これをもって報告第 4 号を報告済みといたします。

<日程第6 協議の部>

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議 長 次に日程第6、協議の部に入ります。(13:36) はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に ついてを議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案書6パージをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第3条の許可申請は、賃貸借権設定が1件、所有 権移転が1件です。

当日配布資料の1ⁿ -シ 及び9ⁿ -シ に、議案第1号資料として 地番図、営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご 確認願います。

整理番号8は、駒里の さんが、同じく駒里の株式会社 に農地を賃貸する案件です。

整理番号9は、新規就農者の さんが、 さんか ら農地を買い受ける所有権移転案件です。

土地の所在等につきましては、議案書 6 ペ-ジのとおりです。

整理番号 8 及び 9 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしてお ります。

以上、整理番号 8 及び 9 について、ご説明申し上げましたが、 よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。 事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号9について、農地小 委員会で協議しておりますので、宮澤委員長から協議結果等につ いて報告願います。

宮 澤 委 員 長 6月30日に、令和4年度第2回農地小委員会を開催し、議案第 1号、整理番号9に係る新規就農者の権利取得について、審議を 行ったので報告します。

> 当案件については、新規就農を希望する さんから、営 農を始めるきっかけや営農計画について説明を受けたあと、質疑 を行いました。

> その結果、営農計画が適当であり、本人の営農への意欲も十分 に感じられることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで 意見を集約しております。

私からは以上です。

長 これより質疑を行います。 議

整理番号8ですが、 藤田委員 さんが離農するということでの、 賃貸借契約ですが、賃貸契約期間について、実質 2 年ですが、こ の先の見通しはどのようになっているのでしょうか。

ご存知のとおり、本案件は農地法第3条に基づく許可申請のた 事 務 局 め、賃貸借期間が1年であっても、解約がない限り自動更新とな りますので、借受者の さんからは、1年にというわけで はなく、継続して借り受ける予定である旨、伺っております。

藤 田 委 員 貸主の意思について、確認はとれているのですか。

事 さんも本件については、3条の申請で1年の自動更新 務 局 だということはお話ししているとのことでした。

藤田委員 こちらの申し出がなければ自動更新する旨も契約書にあるとい うことですね。

事 務 はい。確認しました。 局

藤田委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

平 沖 委 員 程度ですが、離農されるということで、残った農地はどのように なるのですか。

事 務 局 残った土地のうち、 町は、買主を特定したうえで調整中です。

その 町を除いても、まだ、多くの農地が残りますが、今年 度中に、ご自身で借主等を調整するとのことでした。

平 沖 委 員 離農されるのであれば、基本的にはどなたか借りていただける 方に借りていただく形になるのですね。

事務局 そうです。

平 沖 委 員 分かりました。

藤田委員売却の方向なのですか。

事 務 局 さんの土地は2団地ありまして、 の隣接地は、 元々ご自身で持っていた土地ではなく、別の方から買い受けた土 地であり、ここについてはできるだけ売りたい、その他について は、賃貸借を希望しておりました。

藤 田 委 員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

田村委員 作付けは、もうしていないのですか。

事務局はい、していないと伺っております。

田村委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条に規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案書 7 ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

当日配布資料の 10 ページから 11 ページに、議案第 2 号資料として地番図等を添付しております。

今月の農地法第5条の規定による許可申請は1件です。

整理番号 2 は、議案第 1 号整理番号 9 で農地法第 3 条による申請を許可された さんの営農に必要な農家住宅を建築する 転用案件となります。

転用を行う土地の所在等は議案書 7 ページのとおりです。

農地区分については、概ね 10ha 以上の集団的農地であり、かつ、 高性能農業機械による営農が可能な農地のため、甲種農地に区分 されます。甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、 地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農 家住宅の建築については、例外許可事由に該当します。

なお、本件につきましては30a以下の農家住宅への転用である ことから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしく ご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長質問がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第3号 令和4年度第3号農用地利用集積計画の決定について】

議 長 次に、議案第3号、令和4年度第3号農地利用集積計画の決定についての利17及び18を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により、 委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(13:47)

(委員、退室)

議 長 再開します。(13:47) 事務局より、説明願います。

事 務 局 議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用 地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を 求めます。

当日配布資料の 12 ペ-ジから 13 ペ-ジに議案第 3 号資料として 地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。 今月の案件は、利用権設定が 3 件になります。

土地の所在等は議案書のとおりです。

はじめに、整理番号利 17・18 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、整理番号利 17・18 についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。 事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

- 11 -

(質疑なし)

議 長 質問がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

委員の退席を解きます。暫時休憩します。(13:49)

(委員、入室)

議 長 再開します。(13:50)

次に、利19については、議事参与の制限の規定により、平沖会 長職務代理者と議長を交代し、私は退席いたします。

暫時休憩します。(13:50)

(会長、退室、議長交代)

平沖職務代理者 再開します。(13:50)

事務局より説明願います。

事 務 局 最後に、整理番号利 19 は、報告第 2 号整理番号 6 で合意解約した農地を、借主を変更したうえで、公益財団法人道央農業振興公社を介して賃貸借契約を結ぶ案件になります。

以上、整理番号利 19 についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長他に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

平沖職務代理者

挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いた しました。

会長の退席を解きます。

暫時休憩します。(13:54)

(会長、入室、議長交代)

議 長 再開します。(13:55)

これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、 各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

議 長 それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事 務 局 事務局より次の事項について、報告があった。

売却希望地資料

資料-1 農地パ ロールについて

資料-2 農作物生育状況等について

<閉会宣言>

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。(14:03 閉会)